新日本スポーツ連盟・全国勤労者スキー協議会

デモンストレーター選考規程

第1条 (名称)

全国勤労者スキー協議会(以下本会という)が定めたスキー教程技術の模範演技者(デモンストレーター)を選考する規程でデモンストレーター選考規程と称する。

第2条(目的)

本会が定めたスキー教程技術の模範演技者を選考するためにおこなう。

第3条(デモンストレーターの任務)

認定されたデモンストレーターは本会会員にスキー教程技術を広く正しく伝えるために 次の活動をおこなう。

- 1 本会の要請により本会が開催する指導員研修会の講師を務めること
- 2 各ブロック及び地方スキー協で開催される指導員研修会の講師を務めること
- 3 本会より要請のあった写真撮影およびスキー行事等に協力すること
- 4 自主的にスキー講習会を開催し、スキー教程技術を多くの会員に伝えること

第4条(開催)

デモンストレーター選考会は本会が開催する。

開催期日及び開催場所については開催年度の9月末日までに発表する。

第5条(受検資格)

デモンストレーター選考会を受検するものは以下の条件を満たさなければならない。

- 1 本会の会員で指導員又は翌年度までに本会の指導員検定会の受験予定があるもの
- 2 デモンストレーター選考会当日、満20歳以上であること

第6条(申し込み)

デモンストレーター選考会の申し込みは、所定の用紙に必要事項を記入の上、受験料を添えて本会に申し込むものとする。

第7条(選考基準)

デモンストレーター選考会の種目、選考基準、採点方法については細則に定める。

第8条(選考員)

デモンストレーターの選考員は理事長の委嘱を受けた3名がおこなう。

第9条(事前講習)

選考員はデモンストレーター選考会開催にあたり、受験者に検定バーンの試走を兼ねた 事前講習を開くことができる。

第10条(認定)

デモンストレーター選考会の結果、以下の条件を満たすものは本会のデモンストレーターに認定する。

- 1 1種目 100 点満点とし、総得点の平均が75点以上であること
- 2 総得点の平均が75点以上の受検者が8名以上の場合、上位8名を認定する
- 3 75 点以上の受検者に女性が含まれた場合女性を優先して認定する
- 4 デモンストレーター選考会当日、64歳以下であること

第11条(任期)

デモンストレーターの任期は認定日より2年間とする。

第12条 (特典)

デモンストレーター任期中、本会の指導員検定を受験する場合、指導員規程細則記載の教程技術と応用技術の2種目を免除する。

2. デモンストレーター選考会に於いて65歳以上かつ第10条1項の条件を満たしたものは、本会の指導員検定を受験する場合、指導員規程細則記載の教程技術と応用技術の2種目を免除する。ただし有効期限は翌年度までとする。

付則

- 1 (既定の改・廃) 本規程の改・廃は理事会が行うものとする。
- 2 (実施日)

本規程は2021年11月7日から実施する。

· 2024年 11月 一部改定

新日本スポーツ連盟・全国スキー協議会

デモンストレーター選考規程細則

本会が定めるデモンストレーター選考規程第7条により細則を次のように定める

第1条 (実施要領)

定められた地点からスタートし、種目の要求するターン技術で滑り降り、所定の 停止地点で停止する。

第2条 (種目及び使用する斜面等)

デモンストレーター選考会の種目及び使用する斜面等は指導員規程細則1検定方法(3) スキー技術表3のとおりとする。